

女子美術大学ニケの会 会則

第1章 総則

(名称、事務所)

第1条 この会は、女子美術大学ニケの会と称し、東京都杉並区和田一丁目49番8号の女子美術大学杉並校舎校内に事務所を置く。

(会員)

第2条 この会は、次の会員で組織する。

- (1) 女子美術大学大学院、女子美術大学芸術学部、女子美術大学短期大学部の全学生の父母、又は保証人
- (2) 女子美術大学、女子美術大学短期大学部の専任教職員
- (3) 本会の趣旨に賛同し入会を希望し、役員会により承認された者

(目的)

第3条 この会は、大学と協力して学生生活の向上を図り、大学の発展に寄与し、会員及び学生相互の親睦と教養を深めることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生の福利厚生と勉学環境の整備
- (2) 会員及び学生相互の親睦と教養を深める事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会費及び会計年度)

第5条 この会の会費は次のとおりとする。

- (1) 会費 年額 1,000 円
- (2) 会費を変更する際は役員会で審議し、総会に諮り決定するものとする。
- (3) 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 役員、会計監査、顧問

(役員及びその選出)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 2 名以上
- (3) 庶 務 4 名以上
- (4) 会 計 2 名以上

2 役員は、本部役員で構成する役員選考委員会が選出し総会に議事として提案する。

3 役員に欠員が生じた場合は、役員選考委員会の推薦を受け補充を行う。

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代行する。
- (3) 庶務は会議を運営し、諸事項を処理する。
- (4) 会計は会計事務に当たる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、就任後の翌年の定時総会終結のときまでとする。ただし、再任は妨げない。

2 第6条第3項により補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会計監査)

第9条 この会に会計監査2名を置く。ただし、当会会員のなかから選出する。

2 会計監査は、本会会計を9月と3月の年2回監査する。

3 会計監査の選出、任期については役員と同様とする。

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、必要に応じて会長が任命する。

3 顧問は、役員会へ助言する。

(賛助会員)

第11条 賛助会員について別紙に定める。

第3章 会議

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、本会の最高決議機関であって、予算・決算の決定・承認その他重要事項を決議する。

2 定時総会は年1回、年度始めに開催する。

3 臨時総会は、役員会の決議により必要と認めたときに開く。

4 議決は、総会出席者の2／3以上をもって成立する。ただし、委任状も含まれる。

(役員会)

第13条 役員会は、各役員をもって構成し、その定められた任務について原案を作成し、決議事項を執行する。

2 会長が必要と認めたときは、学校関係者等を出席させることができる。

(召集及び決議)

第14条 すべての会議は会長が召集し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

第4章 その他

(会則の改廃)

第15条 この規程の改廃は、総会の決定による。

付 則

この会則は、平成21年10月25日より施行する。

付 則

この会則は、平成23年6月5日より施行する。

付 則

この会則は、平成25年4月1日より施行する。

付 則

この会則は、平成25年6月2日より施行する。

付 則

この会則は、令和6年6月8日より施行する。